地方行政サービス改革の取組状況等(令和2年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分	
102075	群馬県	館林市	都市 Ⅱ-2	

	直営(※)	今後の対応方針 【直営(※)を選択した団体のみ回答】	【参考】 類似団体 委託率	全国(市区町) 委託率
本庁舎の清掃			100.0%	99.4%
本庁舎の夜間警備			98.8%	98.61
案内·受付			96.6%	91.1
電話交換			95.5%	93.2
公用車運転			87.1%	87.9
し尿収集			93.0%	98.1
一般ごみ収集			96.6%	97.4
学校給食(調理)			83.0%	71.6
学校給食(運搬)			94.9%	91.2
学校用務員事務	0	正規の技能労務職員の退職に対しては、嘱託職員(令和2年度からは会計年度任用職員)を補充することとしており、今後も継続する。	36.8%	37.0
水道メーター検針			98.8%	99.1
道路維持補修・清掃等			100.0%	97.2
トームヘルパー派遣			100.0%	99.1
在宅配食サービス			100.0%	99.9
報処理・庁内情報システム維持			100.0%	99.7
トームページ作成・運営			96.3%	97.5
調査·集計			95.1%	96.4

							[参考]	
	公の 施設数	制度 導入 施設数	導入率	前年度以降、導入が進んでいない理由	自治体職員 常駐施股数	自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方	類似団体 導入率	全国(市区町村分) 導入率
体育館	2	0	0.0%	各施設の老朽で設備の不良箇所が多いことから、現状での導入は厳しい。	1	各施数において、緊急時等の迅速な対応をするうえで、現時点では自治体職員の配置が適 切であると考える。	59.9%	39.8%
競技場 (野球場、テニスコート等)	10	0	0.0%	各施設の老朽で設備の不良箇所が多いことから、現状での導入は厳しい。	0		59.3%	48.0%
ブール	1	0	0.0%	各施設の老朽で設備の不良箇所が多いことから、現状での導入は厳しい。	0		72.5%	51.3%
海水浴場	0	0			0		38.5%	14.1%
宿泊休養施設 (ホテル、国民省各等)	0	0			0		90.0%	86.7%
体養施設 (公衆活場、海・山の家等)	0	0			0		83.2%	75.9%
キャンブ場等	0	0			0		68.4%	58.8%
產業情報提供施設	0	0			0		71.3%	74.7%
展示場施設、見本市施設	0	0			0		46.7%	64.9%
開放型研究施設等	0	0			0		88.9%	53.3%
大規模公園	2	0	0.0%	他の都市公園と併せて管理委託を行っており、直営で運営すべき施設であると考えているため。 また、つつじが同公園については、今年度より維持管理業務を民間委託とした。まずは譲渡支名様でもある「つつじ」の管理を安定化させ、許可事務を含む指定管理での運営を検討していく必要がある。	1	本市の代表的な観光資温であるつつじが明公園については、推定機能400年を超える資本 群、貴重な品種もあるため、原盃研究、後無木の育成という観点から観責が常知している。	50.4%	44.3%
公営住宅	14	0	0.0%	公営住宅法に基づく管理代行制度を導入しているため	0		14.4%	15.3%
駐車場	1	0	0.0%	小規模で無人の機械管理の駐車場であり、機械保守管理等も民間事業者に委託 しているため指定管理者の導入は検討していない。	0		30.5%	37.6%
大規模雲圖、斎場等	1	1	100.0%		0		20.7%	22.3%
図書館	1	0	0.0%	席書の横築、レファレンス、他機関との連携、継続性、蓄装性、安定性が必要とさ れるとともに、事業を継続して行うことが求められるため、限られた期間が前提の 制度にはなじまないため、	1	事業の無疑性の確保、市設会計画との均衡性を保持、施設の利便性の確保維持のため、 自治体職員の常証配償が必要との認識による。	18.3%	19.8%
博物館 (東州和、NYA、日文和、和物画和)	4	0	0.0%	学校教育機関等と連携し、各種教育普及事業を展開していることや、資料の取扱 について、高階者や貿易者からの情報が得やすく、資料の継続的な保管や調査 研究が行えることから、直営での運営が望ましいと考える。	4	自治体の直蓋であり、これまでの事業の継続性等の報点から、自治体職員を配置すること が安治と考える。	26.2%	27.9%
公民館、市民会館	11	0	0.0%	公民婦は社会教育の推進を図るため、地域住民や区長、小中学校等と密接な連携をとる必要があり、市の直営での運営が望ましいと考える。	11	公民館は、地域の社会教育の場であり、地域の交流や防災の一振点となる施設である。そ の運営にあたっては、市の職員を配置し、円滑な管理運営をおこなう必要があるため	23.7%	23.1%
文化会館	2	0	0.0%	市の文化施策の中心的位置付けであり、これまでの事業の継続などから直営で の運営が望ましい。	2	自治体の重要であり、銀内に事業所を持つこと、自治体の文化医療との運動や、これまでの 事業の継続性等の観点から、自治体報責を配置することが安治と考える。	62.0%	51.6%
合宿所、研修所等 (青少年の末を含む)	0	0			0		53.4%	49.8%
特別養護老人ホーム	0	0			0		100.0%	73.8%
介護支援センター	0	0			0		42.0%	48.5%
福祉・保健センター	4	2	50.0%	健康教育・乳幼児を含む健康診査・常養指導など、常駐の保健師等の専門職が 住民に対し保健サービスの提供を行う必要があるため。	2	健康教育・乳幼児を含む健康診査・栄養指導など、保健師等の専門難が住民に対し保健 サービスの提供を行い、また、振設の老朽化による修繕など利用者の安全を確保するため、 常計業長の通過な好応が必要である。	49.4%	53.2%
児童クラブ、学童館等	13	0	0.0%	全ての施設が民営のため	0		24.5%	23.8%

